

別表(第2条関係)

事業名	事業実施主体	採択基準	補助の対象となる経費	補助率	重要な変更	
					事業実施計画	補助金交付申請
福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業	漬物の製造を行う農林業者等で構成する団体(以下「団体」という。)又は団体が共同で利用する施設の所有者	<p>団体は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>1 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)第9条に基づく経過措置が適用される者【令和3年5月31日以前から営業している者に限る】等で構成されること。</p> <p>2 団体の規約又は施設や設備の共同利用について規程を定めること。</p> <p>3 施設整備後、3か月以内に食品衛生法第55条第1項に基づく許可を取得すること。また、衛生管理計画及び手順書に基づく衛生管理を行うこと。</p>	<p>福岡県食品衛生法施行条例(平成12年福岡県条例第17号)第2条に規定する別表第1及び別表第2第27号に定める営業施設の基準に適合させるために漬物製造に必要となる次の経費</p> <p>①施設の整備に要する経費 ②機械器具の購入に要する経費</p> <p>※漬物製造許可申請手数料、振込手数料等の事務手数料を除く</p>	<p>1/2以内</p> <p>(上限150万円)</p>	<p>1 事業費の30%を超える増減</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>	<p>1 補助金額の変更</p> <p>2 施工・設置箇所及び機械・設備の台数・規模の変更</p>